

第50回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2019年6月21日（金曜日）
開会 10:00（受付開始 9:00）

場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル 3階展示場

目次

■ 第50回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役9名選任の件	5
第4号議案 監査役1名選任の件	11
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の 付与のための報酬決定の件	12
(添付書類)	
■ 事業報告	16
■ 連結計算書類	29
■ 計算書類	31
■ 監査報告書	33

新日本空調株式会社

証券コード：1952

証券コード 1952
2019年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

新日本空調株式会社

代表取締役社長 夏 井 博 史

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、以下のいずれかの方法により、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合には、14ページから15ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋2丁目3番4号
日本橋プラザビル 3階展示場

3. 目的事項

- 〈報告事項〉
1. 第50期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第50期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

〈決議事項〉

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. インターネットによるご提供

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.snk.co.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

- ・事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「重要な会計方針及びその他の注記」

したがいまして、添付書類は、監査役および会計監査人がそれぞれ監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.snk.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は、省エネルギーへの取り組みとして、クールビズにて開催させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績向上に向けて企業体質の強化を図るとともに、株主の皆様へ安定的かつ継続的に成果の還元を行うことを経営の重要課題としており、総還元性向50%を指標として、配当については、当社グループの中長期的な成長に向けた事業展開、経営基盤の強化等を図りながら、連結配当性向30%以上を目標として安定的な配当を実施していくこと、また、自己株式取得については、発行済株式総数の10%を上限に、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的とし、弾力的に実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、連結業績および配当性向等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより当期の年間配当金は、中間配当金15円とあわせ50円となり、連結配当性向は38.4%であります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき 35円

配当総額 817,364,135円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の取締役の役付は、定款に定める役付取締役と執行役員制度の執行役員の役位の双方により行っておりましたが、今後は、取締役会の監督機能を向上させるため、副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止し、執行役員制度にもとづく役位にて役付を行うことで、整理、一元化を図り、経営責任の明確化および業務執行の迅速化をより一層進めてまいります。

上記に伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会の決議によって代表取締役3名以内を選定し、その内1名を社長とする。 取締役会の決議によって取締役の中から会長1名、<u>副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会の決議によって代表取締役3名以内を選定し、その内1名を社長とする。 取締役会の決議によって取締役の中から会長1名を選定することができる。
< 新 設 >	(執行役員) <u>第30条 取締役会の決議によって、執行役員を定め、当会社の業務を分担して執行させることができる。</u> <u>取締役会の決議によって、執行役員の中から役付執行役員を定めることができる。</u>
第<u>30</u>条～第<u>44</u>条 (条文記載省略)	第<u>31</u>条～第<u>45</u>条 (現行どおり)

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位および担当
1	再 任	なつ い ひろ し 夏 井 博 史	代表取締役社長
2	再 任	ふち の さと し 洲 野 聡 志	常務取締役常務執行役員原子力担当
3	再 任	あか まつ けい いち 赤 松 敬 一	常務取締役常務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当
4	再 任	おお みや よし みつ 大 宮 祥 光	常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長
5	再 任	しも もと さと し 下 元 智 史	取締役上席執行役員営業本部長
6	再 任	えん どう きよ し 遠 藤 清 志	取締役上席執行役員技術本部長
7	再 任	やま だ いさ お 山 田 勇 夫	取締役上席執行役員管理統括担当
8	再 任	社外取締役 独 立 役 員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹	取締役
9	再 任	社外取締役 独 立 役 員 みず の やす し 水 野 靖 史	取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	再 任 なつ い ひろ し 夏 井 博 史 (1950年11月4日)	1979年 4 月 当社入社 2005年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2006年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部リニューアル事業部長 2008年 4 月 当社取締役上席執行役員事業推進統括本部長 2008年 6 月 当社常務取締役常務執行役員事業推進統括本部長 2010年 6 月 当社専務取締役専務執行役員事業推進統括本部長 2011年 4 月 当社専務取締役専務執行役員首都圏事業本部長 2013年 4 月 当社専務取締役専務執行役員営業本部長 2013年 6 月 当社取締役副社長営業本部長 2014年 4 月 当社取締役副社長 2014年 6 月 当社代表取締役社長（現任）
	【取締役候補者とした理由】 夏井博史氏は、代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 26,269株	
2	再 任 ふち の さと し 洵 野 聡 志 (1956年10月12日)	1980年 4 月 東京芝浦電気(株)（現(株)東芝）入社 2001年 2 月 (株)東芝柏崎刈羽原子力作業所所長 2006年10月 同社原子力フィールド技術部長 2012年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社取締役上席執行役員原子力担当 2015年 6 月 当社常務取締役常務執行役員原子力担当（現任）
	【取締役候補者とした理由】 洵野聡志氏は、原子力事業分野の責任者として、(株)東芝において当該分野の要職を務めた経験により、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 14,681株	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	再 任 あか まつ けい いち 赤 松 敬 一 (1959年1月13日)	1983年 4 月 当社入社 2008年 4 月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2008年 6 月 当社執行役員経営企画本部長 2010年 4 月 当社上席執行役員経営企画本部長 2013年 4 月 当社上席執行役員海外事業統括本部長 2014年 6 月 当社取締役上席執行役員海外事業統括本部長 2017年 4 月 当社取締役上席執行役員経営企画本部長兼海外担当 2017年 6 月 当社常務取締役常務執行役員経営企画本部長兼海外担当 2018年 4 月 当社常務取締役常務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当（現任）
	【取締役候補者とした理由】 赤松敬一氏は、経営企画部門および関係会社の責任者として、経営計画ならびに国内外への事業展開を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 14,701株	
4	再 任 おお みや よし みつ 大 宮 祥 光 (1955年8月12日)	1992年 3 月 当社入社 2011年 4 月 当社執行役員原子力事業部長 2013年 4 月 当社上席執行役員原子力事業部長 2014年 4 月 当社上席執行役員営業本部長 2014年 6 月 当社取締役上席執行役員営業本部長 2016年 4 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部長 2017年 6 月 当社常務取締役常務執行役員首都圏事業本部長（現任）
	【取締役候補者とした理由】 大宮祥光氏は、首都圏の責任者として、営業部門の要職を務めた経験により経営計画を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 12,710株	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	再 任 しも もと さと し 下 元 智 史 (1960年 6月28日)	1990年 1 月 当社入社 2008年 4 月 当社執行役員都市施設・リニューアル事業本部都市施設事業部長 2011年 4 月 当社執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 2012年 4 月 当社上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 2015年 6 月 当社取締役上席執行役員首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部長 2016年 4 月 当社取締役上席執行役員営業本部長（現任）
	【取締役候補者とした理由】 下元智史氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 7,164株	
6	再 任 えん どう きよ し 遠 藤 清 志 (1958年 1月13日)	1982年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社首都圏事業本部都市施設事業部副事業部長 2012年 1 月 当社首都圏事業本部副本部長兼都市施設事業部副事業部長兼購買センター長 2013年 4 月 当社首都圏事業本部副本部長兼購買センター長 2014年 4 月 当社執行役員技術本部長 2015年 6 月 当社取締役上席執行役員技術本部長（現任）
	【取締役候補者とした理由】 遠藤清志氏は、技術部門の責任者として、安全水準および技術品質の向上を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 11,804株	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	再 任 やま だ いさ お 山 田 勇 夫 (1953年7月26日)	1977年 4 月 日機装俵入社 1991年 4 月 当社入社 2004年 5 月 当社管理本部総務人事部長 2005年 4 月 当社管理本部総務部長 2010年 6 月 当社管理本部 2010年 6 月 当社監査役 2016年 6 月 当社取締役上席執行役員管理本部長 2019年 4 月 当社取締役上席執行役員管理統括担当（現任）
【取締役候補者とした理由】 山田勇夫氏は、管理部門の責任者として、コンプライアンスの徹底を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 10,749株		
8	再 任 社外取締役 独立役員 もり のぶ しげ き 森 信 茂 樹 (1950年1月5日)	1973年 4 月 大蔵省（現財務省）入省 1997年 7 月 主税局総務課長 1998年 7 月 大阪大学法学研究科教授 2003年 1 月 東京税関長 2004年 7 月 プリンストン大学客員研究員・講師兼コロンビアロースクール客員研究員 2005年 7 月 財務省財務総合政策研究所長 2007年 1 月 財務省財務総合政策研究所特別研究官（現任） 2007年 4 月 中央大学法科大学院教授 2015年 6 月 当社取締役（現任） 2018年 3 月 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹（現任） 2018年 4 月 中央大学法科大学院特任教授（現任）
【社外取締役候補者とした理由】 森信茂樹氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 4,289株		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
	再 任 社外取締役 独立役員 みず の やす し 水 野 靖 史 (1971年1月24日)	
9		1996年 4 月 弁護士登録 遠藤・萬場総合法律事務所（現フェアネス法律事務所）所属
		2004年10月 フェアネス法律事務所パートナー（現任） 2017年 6 月 当社取締役（現任）
	【社外取締役候補者とした理由】 水野靖史氏は、社外取締役として、経営全般に関し必要な助言および提言を行い、経営を適切に監督していただいております。弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献していただける適切な人材と判断いたしました。 【所有する当社株式の数】 1,250株	

- (注)
1. 候補者と当社との間に、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 森信茂樹、水野靖史の両氏は社外取締役候補者であります。

3. 当社は森信茂樹、水野靖史の両氏を東京証券取引所に対して独立役員として届け出ており、再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

4. 社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって森信茂樹氏は4年、水野靖史氏は2年であります。

5. 当社は、森信茂樹、水野靖史の両氏との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役城之尾辰美氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
新 任 社外監査役 独立役員 とう かい ひで き 東 海 秀 樹 (1954年1月18日)	1972年4月 東京国税局入局
	2007年7月 気仙沼税務署長
	2008年7月 国税庁長官官房主任監察官
	2009年7月 国税庁長官官房次席監察官
	2011年7月 柏税務署長
	2012年7月 東京国税局調査第三部次長
	2013年7月 芝税務署長
	2014年8月 税理士登録 東海秀樹税理士事務所開設（現任）
	2015年5月 ミニストップ㈱監査役（現任）
	2018年6月 ㈱エーアンドエーマテリアル取締役（現任）

【社外監査役候補者とした理由】

東海秀樹氏は、税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験を活かし、社外監査役としての職務を遂行いただける適切な人材と判断いたしました。

【所有する当社株式の数】 1,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。また、東京証券取引所に対して届け出る独立役員の候補者であります。
3. 候補者の選任が承認された場合、当社は候補者との間に会社法第427条第1項により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。

第5号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2015年6月19日開催の第46回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案にもとづき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内いたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議にもとづき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。

第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

なお、本議案をご承認いただいた場合には、現行の株式報酬型ストック・オプションの新規付与を取りやめ、以後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の発行は行いません。

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から当社の取締役または執行役員もしくはそれに準ずる役位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または執行役員もしくはそれに準ずる役位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に正当な理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記の他、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

〔電話〕 0120-652-031 (受付時間 午前9時から午後9時)

- (2) その他のご照会は、以下にお問い合わせください。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

〔電話〕 0120-782-031 (受付時間 午前9時から午後5時 土日休日を除く)

以 上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本の経済状況は、頻発する自然災害による個人消費の落ち込みや、輸出の伸びの鈍化、米中貿易戦争激化によるマインド低下を受け、デフレ脱却に向けた歩みは極めて緩慢でありました。一方、民間設備投資が堅調な拡大を維持したほか、好調な世界経済や賃金上昇の下支えにより、緩やかな回復基調が継続したものの、実体経済としては実感に乏しく、課題が残されている状況にあります。

当建設業界においては、民間設備投資の堅調な推移や、都心を中心とした再開発案件などの不動産関連投資が引き続き好調な状況で、一方、技術者・技能労働者の不足や資機材・労務費の上昇が顕著となっており、AIやIoTを活用した技術革新への対応や、長時間労働対策、働き方改革による生産性向上への取り組みが不可欠な状況であります。

このような環境下、当社グループは、2017年度からスタートした3カ年中期経営計画「SNK Value Innovation 2020」を定め、その経営課題を、①顧客ロイヤルティの向上に向けた成長戦略の展開と推進、②安全・品質確保と生産性向上に向けた設計施工技術と情報技術の融合、③透明性の高い経営基盤の構築と社会ニーズに沿った経営資源活用の健全化、とし、地球環境の保全と持続可能な地球社会の実現に貢献する環境ソリューションカンパニーとして、顧客や社会の要請に応え、2020年代への持続的成長と新たな企業価値の創造を目指すことを基本方針に掲げ、その2年目の事業運営を進めてまいりました。

その結果、グループ全体の受注工事高は前期比5.4%増の1,205億3千万円、完成工事高は前期比9.5%増の1,223億8千9百万円となりました。また、次期繰越工事高は18億5千9百万円減の852億4百万円となりました。

利益につきましては、受注環境が堅調に推移したことにより、完成工事高は増加しましたが、首都圏を中心とした一部の大型工事の採算悪化が起因し、完成工事総利益は前期比5.9%減の112億5千2百万円、営業利益は前期比9.1%減の38億8千5百万円、経常利益は前期比8.8%減の42億3千5百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比10.3%減の30億9千5百万円となりました。

(単位：百万円)

区 分	受 注 工 事 高			完 成 工 事 高		
	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)	前期比	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)	前期比
設備工事業	114,320	120,530	5.4%	111,742	122,389	9.5%

(2) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き、堅調な民間設備投資や都心を中心とした再開発案件などの不動産関連投資が継続する状況で、反面、技術者・技能労働者の不足と長時間労働問題は建設業界の構造的な課題となっており、人的リソースの確保と適切な配分、生産性の向上等、働き方改革に伴う取り組みを引き続き積極的に取り組んでまいります。

中期経営計画「SNK Value Innovation 2020」の各課題、①「顧客ロイヤルティの向上に向けた成長戦略の展開と推進」においては、ワンストップソリューションの多面化、新エネルギーへつなげる事業領域への参入、②「安全・品質確保と生産性向上に向けた設計施工技術と情報技術の融合」においては、AI、IoT技術の活用と推進、工事業務の生産性向上、省エネルギーに対する取り組み、③「透明性の高い経営基盤の構築と社会ニーズに沿った経営資源活用の健全化」においては、引き続き、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、CSR、ESG経営の推進、長時間労働の是正、働き方の多様性に向けての取り組みを推進し、業績向上に注力する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資額（無形固定資産への投資を含む）は5億2千5百万円であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当連結会計年度)
受 注 工 事 高	106,139	111,435	114,320	120,530
完 成 工 事 高	97,329	101,202	111,742	122,389
経 常 利 益	3,702	4,217	4,644	4,235
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	2,355	2,934	3,449	3,095
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	95円47銭	119円76銭	140円84銭	130円27銭
総 資 産	90,301	86,695	98,267	102,025
純 資 産	37,396	39,770	43,019	43,064

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、2015年度、2016年度および2017年度に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 当社の受注工事高・完成工事高・繰越工事高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
設備工事業	78,686	102,659	106,060	75,285

(7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
新 日 空 サ ー ビ ス 株 式 会 社	100 百万円	100.0 %	設備工事業
日 宝 工 業 株 式 会 社	100	100.0	設備工事業
新日本空調工程（上海）有限公司	375	100.0	設備工事業
SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED	263	100.0	設備工事業
SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.	358	100.0	設備工事業

(8) 主要な事業内容

空気調和、冷暖房、換気、環境保全、温湿度調整、除塵、除菌、給排水、衛生設備、電気設備等の設計、監理ならびに工事請負

(9) 主要な事業所

当 社	本 社	東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号
	事業部等	首都圏事業本部・都市施設事業部・リニューアル事業部・産業施設事業部・ビジュアルソリューション事業部（東京都）、原子力事業部（神奈川県）
	支 店	北海道、東北（宮城県）、関東（千葉県）、横浜、名古屋、大阪、中国（広島県）、九州（福岡県）、シンガポール、スリランカ
	研 究 所	技術開発研究所（長野県）
子会社	国 内	新日空サービス株式会社（東京都） 日宝工業株式会社（神奈川県）
	海 外	新日本空調工程(上海)有限公司（中国） SHIN NIPPON LANKA (PRIVATE) LIMITED（スリランカ、モルディブ） SNK (ASIA PACIFIC) PTE.LTD.（シンガポール、ミャンマー、カンボジア）

(10) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,588名	34名増

2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,086名	25名増

(11) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	4,770 百万円
三井住友信託銀行株式会社	4,839
株式会社三菱UFJ銀行	1,721

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 84,252,100株
- (2) 発行済株式の総数 25,282,225株
- (3) 株主数 5,176名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新日本空調協和会	1,998 千株	8.55 %
三井物産株式会社	1,266	5.42
株式会社東芝	1,255	5.37
株式会社三井住友銀行	1,006	4.31
三井住友信託銀行株式会社	1,000	4.28
新日本空調従業員持株会	918	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	854	3.65
日本電設工業株式会社	760	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	632	2.70
株式会社東京エネシス	571	2.44

（注）持株比率については、自己株式（1,928,964株）を控除した株式数（23,353,261株）より算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年3月29日開催の取締役会の決議にもとづき、2019年4月10日付で自己株式1,000,000株を消却しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	夏 井 博 史	
常 務 取 締 役	洲 野 聡 志	常務執行役員原子力担当
常 務 取 締 役	赤 松 敬 一	常務執行役員経営企画本部長兼関係会社担当
常 務 取 締 役	大 宮 祥 光	常務執行役員首都圏事業本部長
取 締 役	下 元 智 史	上席執行役員営業本部長
取 締 役	遠 藤 清 志	上席執行役員技術本部長
取 締 役	山 田 勇 夫	上席執行役員管理本部長
取 締 役	森 信 茂 樹	財務省財務総合政策研究所特別研究官 中央大学法科大学院特任教授 公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹
取 締 役	水 野 靖 史	弁護士
常 勤 監 査 役	楠 田 守 雄	
常 勤 監 査 役	野 水 秀 一	
監 査 役	鶴 野 隆 一	公認会計士
監 査 役	城之尾 辰 美	税理士、ニチアス(株)監査役

- (注) 1. 取締役森信茂樹、水野靖史の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野水秀一、鶴野隆一ならびに城之尾辰美の各氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役森信茂樹、水野靖史の両氏および監査役野水秀一、鶴野隆一ならびに城之尾辰美の各氏を、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役鶴野隆一氏は公認会計士として、同城之尾辰美氏は税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	10名	261百万円
監 査 役	5名	51百万円
合 計 (うち社外役員)	15名 (6名)	312百万円 (41百万円)

- (注) 1. 報酬限度額は、株主総会の決議（2015年6月19日開催定時株主総会）により取締役 年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役 年額72百万円以内と決議いただいております。また、当該報酬とは別枠にて、株主総会の決議（2016年6月22日開催定時株主総会）により、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額を年額50百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の支給額には、当事業年度に係る取締役賞与75百万円および株式報酬型ストック・オプションによる報酬額27百万円ならびに退任した取締役1名分を含んでおります。なお、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。
3. 監査役の支給額には、退任した監査役1名分を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	森 信 茂 樹	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
取 締 役	水 野 靖 史	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
常 勤 監 査 役	野 水 秀 一	監査役就任後に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、議案審議等に必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	鶴 野 隆 一	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。
監 査 役	城之尾 辰 美	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から必要な助言および提言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会が監査役会規程に則り、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の基本方針を次のとおり定めております。

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守（コンプライアンス）を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として企業行動憲章を制定し、役員、職員に順守を求める。
- ② ガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討を行い、全てのリスクに対処し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は速やかに是正改善を図る。
- ③ コンプライアンス統括責任者としてＣＣＯ（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、ＣＣＯを委員長とするコンプライアンス委員会を、経営倫理委員会の下部組織として設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、経営倫理委員会に報告を行う。
- ④ 独占禁止法違反の未然防止を図るため、社長が任命した者を委員長とした受注プロセス監視委員会をコンプライアンス委員会の下部組織として設置する。受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- ⑤ コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口（ヘルプライン）を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。
また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。
- ⑥ 役員、職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- ⑦ コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。
- ⑧ 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的実施する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業等の様々なリスクに対処するため、各部門と緊密な連携を図り、情報の収集、リスクの特定や分析、対策の実施ならびに社内規程を整備することにより、リスク管理体制を構築する。
- ② 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- ③ 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会：取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会では、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- ② 執行役員制：取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- ③ 経営会議：経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- ④ 稟議制度：重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社の企業行動憲章にもとづき、関係会社各社において行動基準を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。

- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保する。補助する職員の人事については監査役と協議するものとする。
- ② 監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、監査役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

7) 当社企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内規定している重要な会議または委員会に出席する。
- ② 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
- ③ 取締役は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査役に対して報告する。
 - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - b 内部監査状況
 - c リスク管理に関する状況
 - d 重大な法令・定款違反
 - e ヘルプラインの相談状況
 - f その他コンプライアンス上重要な事項
- ④ 監査役は必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
- ⑤ 上記を含め、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。

8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、社長、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査役が必要と認めたときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
- ③ 監査役の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社企業集団は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることで、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の「業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の運用状況の概要は次のとおりであります。

1) コンプライアンス体制

当社は、企業行動憲章を役員、職員に周知し、順守を求めています。また、経営倫理委員会、コンプライアンス委員会および受注プロセス監視委員会を開催し、コンプライアンスに関する事項の審議、報告を行っております。

なお、コンプライアンス推進へ向け各施策を実施し、不正防止に努めています。当社グループ職員を対象としたアンケート調査、意見交換会および協力会社への集合研修を開催し、コンプライアンスの推進に努めています。

2) 取締役の職務の執行体制

取締役会は、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議、意思決定するとともに、社外取締役を含めた構成とし、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。また、執行役員制の採用、経営会議の開催ならびに稟議制度の運用により適正化、効率化を図っております。

3) リスク管理体制

当社は、事業等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、各部門と緊密な連携を図り、対策を講じております。また、重要案件については、経営会議または取締役会で審議、意思決定を行うなど、リスク管理体制の整備、強化に努めています。

4) 関係会社管理体制

当社は、関係会社管理規程にもとづき、定期的に経営状況を把握し、関係会社へ重要事項について報告を求めました。また、各社における企業行動憲章や社内規程、ヘルプラインの整備・運用を求め、コンプライアンスの推進を図っております。

5) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席するほか、重要な決議書類の閲覧を行いました。また、取締役、内部統制部ならびに会計監査人との間で定期的に意見交換会を開催し、必要に応じ取締役および職員に対して報告を求め、監査の実効性を高めております。

6) 内部監査体制

内部統制部は、当社グループの内部監査を実施し、コンプライアンス、リスク管理の状況を監査し、課題や問題の把握に努めております。また、監査結果については取締役、監査役に随時報告を行っております。

7) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との関係遮断の決意について、企業行動憲章に定め役員、職員へ周知を行っております。また、取引先との契約に際して反社会的勢力排除に関する条項を記載するほか、警察等の外部専門機関との協力体制を構築しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を次のとおり定めております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社は、当社株式に対してこのような大量買付行為が行われた際には、大量買付行為の是非を株主の皆様に適切に判断していただくために必要な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 預 金	8,179	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金	35,986
受取手形・完成工事未収入金	59,308	短 期 借 入 金	12,371
電 子 記 録 債 権	4,492	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	281
未 成 工 事 支 出 金	938	リ ー ス 債 務	26
そ の 他 の た な 卸 資 産	47	未 払 法 人 税 等	781
そ の 他	2,024	未 成 工 事 受 入 金	2,135
貸 倒 引 当 金	△325	役 員 賞 与 引 当 金	99
流 動 資 産 合 計	74,665	完 成 工 事 補 償 引 当 金	100
固 定 資 産		工 事 損 失 引 当 金	1,110
有 形 固 定 資 産		そ の 他	3,294
建 物 ・ 構 築 物	6,905	流 動 負 債 合 計	56,187
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	1,147	固 定 負 債	
土 地	780	長 期 借 入 金	328
リ ー ス 資 産	117	リ ー ス 債 務	53
減 価 償 却 累 計 額	△5,534	繰 延 税 金 負 債	1,989
有 形 固 定 資 産 合 計	3,416	退 職 給 付 に 係 る 負 債	262
無 形 固 定 資 産		そ の 他	141
ソ フ ト ウ ェ ア	675	固 定 負 債 合 計	2,774
リ ー ス 資 産	5	負 債 合 計	58,961
そ の 他	11	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産 合 計	693	株 主 資 本	
投 資 そ の 他 の 資 産		資 本 金	5,158
投 資 有 価 証 券	21,518	資 本 剰 余 金	6,887
退 職 給 付 に 係 る 資 産	88	利 益 剰 余 金	25,641
繰 延 税 金 資 産	263	自 己 株 式	△2,833
そ の 他	1,465	株 主 資 本 合 計	34,853
貸 倒 引 当 金	△85	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	23,250	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,833
固 定 資 産 合 計	27,360	為 替 換 算 調 整 勘 定	201
資 産 合 計	102,025	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	8,034
		新 株 予 約 権	175
		純 資 産 合 計	43,064
		負 債 純 資 産 合 計	102,025

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
完 成 工 事 高		122,389
完 成 工 事 原 価		111,137
完 成 工 事 総 利 益		11,252
販売費及び一般管理費		7,366
営 業 利 益		3,885
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	85	
受 取 配 当 金	325	
為 替 差 益	35	
そ の 他	35	481
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	
自 己 株 式 取 得 費 用	66	
支 払 保 証 料	4	
そ の 他	17	132
経 常 利 益		4,235
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	427	442
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7	7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,670
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,477	
法 人 税 等 調 整 額	97	1,575
当 期 純 利 益		3,095
親会社株主に帰属する当期純利益		3,095

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額		科 目		金 額	
(資産の部)				(負債の部)			
流動資産				流動負債			
現金預金		4,831		支払手形		1,978	
受取手形		737		工事未払金		30,581	
電子記録債権		4,294		短期借入金		12,371	
完成工事未収入金		53,434		1年内返済予定の長期借入金		281	
完成工事支出金		713		リース債務		23	
その他のたな卸資産		25		未払金		264	
前払費用		279		未払費用		2,195	
関係会社短期貸付金		221		未払法人税等		422	
立替の金		519		未成工事受入金		1,559	
貸倒引当金		1,019		預り金		355	
流動資産合計		△298		役員賞与引当金		75	
		65,778		完成工事補償引当金		90	
固定資産				工事損失引当金		1,110	
有形固定資産				その他の流動負債合計		26	
建物		6,358				51,336	
減価償却累計額		△4,097	2,260	固定負債			
構築物		459		長期借入金		328	
減価償却累計額		△427	31	リース債務		53	
機械装置		11		繰延税金負債		1,903	
減価償却累計額		△11	0	その他の固定負債合計		139	
車両運搬具		4				2,424	
減価償却累計額		△4	0	負債合計		53,760	
工具・備品		949		(純資産の部)			
減価償却累計額		△729	219	株主資本			
土地			505	資本剰余金		5,158	
リース資産		117		資本準備金		6,887	
減価償却累計額		△51	66	資本剰余金合計		6,887	
有形固定資産合計			3,082	利益剰余金			
無形固定資産				利益準備金		593	
借入ソフトウエア			2	その他利益剰余金			
リース資産			648	別途積立金		11,740	
その他の無形固定資産			2	繰越利益剰余金		10,577	
			3	利益剰余金合計		22,910	
無形固定資産合計			657	自己株式		△2,833	
投資その他の資産				株主資本合計		32,123	
投資有価証券		21,157		評価・換算差額等			
関係会社株式		976		その他有価証券評価差額金		7,846	
出資会社		1		評価・換算差額等合計		7,846	
関係会社出資金		996		新株予約権		175	
従業員長期貸付金		190		純資産合計		40,145	
長期前払費用		7		負債純資産合計		93,906	
長期保険料		803					
長期保険の金		235					
貸倒引当金		101					
投資その他の資産合計		△82					
固定資産合計		24,387					
資産合計		28,127					
		93,906					

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
完 成 工 事 高		106,060
完 成 工 事 原 価		97,159
完 成 工 事 総 利 益		8,901
販売費及び一般管理費		6,433
営 業 利 益		2,468
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	28	
有 価 証 券 利 息	22	
受 取 配 当 金	1,066	
そ の 他	46	1,164
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	25	
自 己 株 式 取 得 費 用	66	
支 払 保 証 料	4	
そ の 他	8	105
経 常 利 益		3,527
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	427	427
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6	6
税 引 前 当 期 純 利 益		3,949
法人税、住民税及び事業税	1,053	
法 人 税 等 調 整 額	31	1,085
当 期 純 利 益		2,864

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯野健一 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤治郎 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本空調株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本空調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

新日本空調株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯 野 健 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 治 郎 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本空調株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

新日本空調株式会社 監査役会

常勤監査役 楠 田 守 雄 ㊞

常勤監査役 野 水 秀 一 ㊞

監 査 役 鶴 野 隆 一 ㊞

監 査 役 城之尾 辰 美 ㊞

(注) 監査役野水秀一、鶴野隆一および城之尾辰美は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

This image shows a full page of a document template designed for handwritten notes or essays. It features approximately 28 evenly spaced horizontal black lines across the entire width of the page. There are no margins, headers, footers, or other markings present. The background is plain white.

株主総会会場ご案内図

会場

日本橋プラザビル 3階展示場
東京都中央区日本橋2丁目3番4号



最寄駅のご案内

JR 東京駅 … 八重洲北口から徒歩約5分

地下鉄………… 東京メトロ ● 銀座線、● 東西線、都営地下鉄 ● 浅草線
「日本橋」駅 B3出口から徒歩約2分



人と空気と環境と
新日本空調



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。